

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

制定：平成30年3月8日

改定：令和3年4月9日

宮津市農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)は、それまでの農地法等による法令許認可業務が主たる任務であった農業委員会活動を根本から改め、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会活動の最も重要な任務として明確に位置付けられた。

本市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実情に応じた取組について集落単位の話し合い活動を核として推進し、農地等の利用の最適化に向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では担い手不足に加え鳥獣害被害が多発し、営農意欲の低下による遊休農地の発生が増加傾向にあることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型作物の水稻が盛んであり、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定により、農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「委員等」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化を一体的に推進するに当たり、宮津市農業委員会の活動指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、5年後の令和8年を最終目標とするもので、3年ごとの委員等の改選期に合わせ3年後の目標に即して検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動計画の点検・評価については、年度ごとに定める「目標及びその達成に向けた活動計画」(平成28年3月4日付け27 経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき行うものとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消に向けた取組実績と課題

ア 平成25年度から市が奨励したオリーブ栽培は、遊休農地の解消や地域農産物としての产地化を目指し、由良地域、日置地域を中心に市内各所に植樹され、その本数は全体で約5千本となった。これにより新たに集積された農地は6.5haとなっている。

イ 各集落で法改正後1期目から話し合い活動が展開され、離農者が借りていた農地を次の担い手に受け渡す調整機能が必要となっており、集落単位で耕作放棄地の解消に向けた体制整備が課題となっている。

ウ 今後、リタイヤする前に次の担い手としてバトンを受ける新規就農者の確保が喫緊の課題である。

(2) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状(制定時) (平成29年4月)	797ha	45ha	5.6%
3年後の目標	797ha	35ha	4.4%
(令和2年4月)実績	772ha	51ha	6.6%
現状(改定時) (令和3年4月)実績	769ha	57ha	7.4%
目標(制定時)	797ha	30ha	3.8%
(令和5年4月)	755ha	63ha	8.3%
目標(改定時) (令和8年4月)	725ha	63ha	8.7%

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付け統計面積における耕地面積に遊休農地(A分類)面積を加算したもの。

【目標設定の考え方】

- 農地面積は、現状をベースに過去5年間の推移を平均し推計した。
- 遊休農地面積は、第7次宮津市総合計画の分野別目標数値の5年後数値が耕作放棄地の増減が現状維持となっており、令和5年までを年3ha増とし、令和5年から令和8年までの増加はなしとして算出した。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地利用状況調査と農地利用意向調査の実施

(ア) 委員等による農地法第30条第1項の規定による「農地利用状況調査」と農地法第32条第1項の規定による「農地利用意向調査」の実施について、協議・検討し調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成28年5月25日付け28経営第509号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、定期的な農地パトロール等にかかわらず適宜実施する。

(イ) 農地利用意向調査結果については、回答書の内容を踏まえ、委員等の戸別訪問による相談活動を基本に農地相談等を積極的に行う。

(ウ) 農地利用状況調査と農地利用意向調査の結果は、農地台帳システムに反映し、京都府市町村共同統合型G I Sとの連携を行い、農地台帳システム及び農地地図の精度の向上を図る。

イ 農地中間管理機構との連携

(ア) 農地利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

ウ 非農地判断の実施

(ア) B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を積極的に行う。また、平成30年3月12日付け29経営第3242号農林水産省経営局農地政策課長通知「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」のとおり集落の意見を確認した上で、積極的に非農地判断し、守るべき農地を明確にしていくこととする。

エ 鳥獣害対策・基盤整備・関係人口の構築

(ア) 委員等対象のアンケート結果では、地域での話し合いのほか、鳥獣害対策や農業基盤の整備が最優先に取り組むべき項目としてあがった。これらについては集落の総意による取組が必要であり、国等の補助制度を活用した対策について市農業振興担当課及び京都府と連携して取り組む。

(イ) 令和2年度に畠地域で貸し農園が開園した。市街地においても遊休農地が増えつつある中で、市民農園や体験農園制度について理解を深め、これまで農業に関わりのない市民にも農業に関わってもらうような制度構築を図る。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた取組実績と課題

ア 本市においては、平成24年度から「京力農場プラン」の策定に取り組み、令和2年度末までに当該プランの見直し・実質化について、14プラン・28集落で策定されている。当該プランの策定に当たっては、委員等が中心となって当たっているが、カバー率は37%であり、全体をカバーするまでには至っていない。

イ これまでのプランの中では、集落ごとに担い手が耕作しやすいように中間管理事業による農地の集積・集約化を図ることが多くのプランで見受けられているが、市内の集積状況は次表のとおりであり、今後も積極的な取組が必要である。

ウ 新規就農期間を終えた農家の経営規模拡大や消費需要に応じた作付けなど、安定した収益を確保する上で販路開拓等の取組が課題となっている。

(2) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状(制定時) (平成29年4月)	752ha	62.5ha	8.3%
3年後の目標	752ha	100ha	13.3%
(令和2年4月)実績	721ha	117ha	16.2%
現状(改定時) (令和3年4月)実績	712ha	123ha	17.3%
目標(制定時)	752ha	180ha	23.9%
(令和5年4月)	692ha	162ha	23.4%
目標(改定時) (令和8年4月)	662ha	220ha	33.2%

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付け統計面積における耕地面積

注2：「宮津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は、おおむね令和7年(平成37年)において30%、220haを目標とされている。

【目標設定の考え方】

- 農地面積は、現状をベースに過去5年間の推移を平均し推計した。
- 集積面積は、現状から注2のとおり政策目標に準拠し推計した。

担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	特定農業団体その他の集落営農組織
現状(制定時) (平成29年4月)	827戸(50戸)	25 経営体	4 経営体	14 団体
3年後の目標 (令和2年4月)実績	836戸(50戸)	26 経営体	12 経営体	15 団体
現状(改定時) (令和3年4月)実績	836戸(50戸)	21 経営体	6 経営体	12 団体
目標(制定時)	843戸(50戸)	20 経営体	5 経営体	11 団体
(令和5年4月)	840戸(54戸)	27 経営体	18 経営体	16 団体
目標(改定時) (令和8年4月)	846戸(60戸)	22 経営体	9 経営体	13 団体
		27 経営体	10 経営体	13 団体

注1：「総農家数(うち、主業農家数)」は、2015年農林業センサスの数値を使用している。

現状数値も更新されておらず、そのままとしている。

【目標設定の考え方】

- 認定新規就農者数は、第7次宮津市総合計画の分野別目標数値の5年後数値が年2人増となっていることを踏まえ推計した。
- 認定農業者については高齢化等によるリタイヤなどの自然減を踏まえ、3年後(令和5年)数値は年1人の増とし、5年後(令和8年)は、認定新規就農者が認定農業者になることを想定し算出した。

- ・ 集落営農組織は、3年後(令和5年)数値として2団体の増、それ以降の数値目標は自然減も考慮し増減なしとした。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「京力農場プラン」の策定(実質化)

(ア) 委員等は、集落ごとに人と農地の問題解決のため農業者等による話し合い活動を通じて、認定農業者等の中核的担い手を含め、それぞれの農業者の意思と地域の実情に照らした実現性のある「京力農場プラン」の策定(実質化)を推進し、市農業振興担当課と連携して取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携

(ア) 委員等は、市農業振興担当課、一般社団法人 京都府農業会議(以下「農業会議」という。)と連携し

▽農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

▽経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

▽期間満了を迎える利用権設定の農地等

について情報収集を行い、「京力農場プラン」の策定(実質化)を通じて、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の貸し手と借り手の意向を踏まえた調整等に取り組む。

ウ 農地の利用調整と利用権設定

(ア) 農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域の実情に応じた取組を推進する。

(イ) 農地の貸借がされているが、利用権の設定がされていない農地については、積極的に設定を推進する。

エ 認定農業者の育成

(ア) 委員等対象のアンケート結果では、新規就農者の確保や認定農業者の育成が必要との回答が多かった。農業者が安定した生活を送る上で販路開拓や加工など6次産業化も視野に持続可能な経営ができるよう関係機関と連携して取り組む。

(イ) 上記のアンケート結果で今後力を入れていく内容として、鳥獣害対策のほか、観光業との連携、地域商社による販路開拓、地産地消の推進が上位を占めたことを踏まえ、観光業等との横断的な連携を図るなど農業者だけでなく市全体で今後の農業のあり方を検討していく。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入に向けた取組実績と課題

ア 新たに農業を始めるために公的な支援制度に加え、関係機関によるきめ細やかな

支援が必要であり、市農業振興担当課を中心としたサポートが行われている。

イ 営農指導や機械の貸与など受入体制が確立しておらず、本市での就農希望者を育成し、農業で安定した生活を送る仕組みが構築されていない。

(2) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現状 (平成29年4月)	4人(4.2ha)	0法人(0ha)
3年後の目標	12人(12ha)	1法人(1ha)
(令和2年4月)実績	6人(10.4ha)	1法人(2.4ha)
現状(改定時) (令和3年4月)実績	5人(9.2ha)	2法人(5.2ha)
目標(制定時) (令和5年4月)	18人(18ha)	2法人(2ha)
目標(改定時) (令和8年4月)	9人(11ha)	3法人(6.2ha)
	15人(14ha)	5法人(8ha)

【目標設定の考え方】

- 個人は、第7次宮津市総合計画の分野別目標数値の5年後数値が年2人増となっていることを踏まえ算定、面積は畑作が多いことから0.5ha/人で算出した。
- 法人は、市内農家による法人化と市外法人による営農が考えられるが3年後(令和5年)に1法人、5年後(令和8年)に2法人の増加を見込んだ。

(3) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携

(ア) 委員等は、市農業振興担当課、京都府及び農業会議と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、現地案内や相談業務を行うほか、集落営農組織や法人化の検討について話し合い活動や専門化による相談業務を促す。

イ フォローアップ活動

委員等は新規参入者について、次のフォローアップ活動を行う。

(ア) 新規参入者(法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図るとともに営農指導等世話的な役割を担う。

(イ) 新規就農者同士の情報交換会の開催やネットワークづくりを行い、新規就農者が抱える課題を把握し、孤立させないようサポートする。

(ウ) 市内観光事業者等と連携し、販路開拓などに努める。また、イベント等を開催し、新規就農者の農産物のPR活動を行い需要喚起を図る。

ウ 企業参入の促進

(ア) 委員等は、企業の農業参入を促し、集落の中核的担い手として農地の利用調整等の支援を行う。